

令和6年度 気仙沼市立唐桑中学校 同窓会 総会 記録

- 1 日 時 令和6年8月18日(日) 午後3時00分 開会
2 会 場 気仙沼市立唐桑中学校
3 所 在 地 988-0541 唐桑町北中130番地
4 開 催 本会は、「唐桑中学校同窓会会則」第10条に則り次のとおり開催されました。

(1) 開会宣言

(2) 開会の挨拶 (会長代理 副会長 小野寺 学 氏)

◇ 三浦会長に健康上の配慮が必要なことから、出席が叶わなかったため、代理として挨拶します。

- ▶ 総会は30年開催されておられません。近年は本部役員の改選が必要でしたが、高齢化が進み、また、震災やコロナで召集できませんでした。
- ▶ 本日の同窓会総会を新たな出発点として、本会員の結束がさらに固まっていくことを期待するものです。
- ▶ 本総会を開催するにあたり、高齢等による諸事情で本部役員の参集が難しかった中、準備会を設置してくださり、この日に備えて様々なご高配をいただきました。関係各位に心より感謝申し上げます。

(3) 報 告 (趣旨説明：開催までの経緯 事務局長 三浦 光治氏)

◇ 会則の改定

- ▶ 役員については現行「会長1、副会長3、事務局長1、庶務2、会計2、監事2」「行政区役員(中井7、唐桑19、小原木0※)※統合後開催なしのため」となっています。
- ▶ 昭和の時代にあつて、本会が発足当時は、電話が設置されていないご家庭もあったであろうこと、並びに地区単位の生活文化圏が形成されていたことから、連絡手段として地区ごとの役員選出は必須であったと察するところです。
- ▶ 今後、同窓会を運営するにあたっては、個人にスマホが普及していること、地区単位の生活文化圏は縮小していることから、連絡手段としては中学校HPの活用、SNSの活用などで賄えるものと想定します。したがって、今後、行政区役員を決めたとしても、その役割は決して大きくはないことが予想され、継続するかどうかの検討は必要です。また、会員の教養を高めるという目的も、情報化社会である現代においては、あえて会則に設ける意義があるかどうかの検討の必要があり、本総会に諮りたいと考えます。
- ▶ これらを踏まえ、現状に合った「会則の改正」が必要であると判断しました。

◇ 会長をはじめとする役員を選出

- ▶ 役員を選出については、今回の大きな目的です。また、会則には「役員は総会で選出する」とありますが、毎年総会を開くことができる状況であればこの文言は有効であるものの、これまで30年間総会を実施できなかった実情を振り返ると、現実的ではないように思えます。
- ▶ 今回は、「会則の改定」が決議したあとに、新本部役員のうち、会長のみを選出し、新会長さんに本部役員をあらためて選出していただくことを提案します。

(4) 協議

第1号議案 会則の改定

- ◇ 次のように会則の改正を決議しました。朱書きのように改めました。

唐桑中学校同窓会会則

第1条(名称) 本会は唐桑中学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。

第2条(目的) 本会は会員の教養を高め、親睦を図り、更に中学校教育に対し積極的に協力することを目的とする。

第3条(会員) 本会の会員は唐桑中学校の卒業生をもって組織する。

第4条(事業) 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員と学校の密接な連絡提携を図る。
- 2 会員の教養を高める事業
- 3 学校行事への積極的な協力
- 4 学校環境整備への積極的な協力
- 5 その他必要と認められる事業

第5条(役員) 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、事務局長1名、庶務2名、会計1名、監事2名、回生委員(各年度2名)

第6条(役員を選出) 会長は総会で選出する。役員は会長が指名し役員会で承認する。但し、回生委員は卒業年度毎に選出する。

第7条(顧問) 本会に顧問を置くことができる。

- 1 中学校職員
- 2 その他役員会で認めたもの

第8条(役員の仕事) 会長は会務を掌り、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。事務局長は庶務、会計を総括する。庶務、会計はそれぞれの仕事を掌る。監事は会計の監査を行い、回生委員は役員会の要請を受け、各種の会議に出席し意見を述べ、仕事を遂行する。顧問は本会の諮問に応じる。

第9条(役員の仕事) 役員の仕事は1ヶ年とし、再任を妨げないものとする。

第10条(総会) 総会は会長が必要に応じて招集し、会員の出席者をもって開催

する。なお、総会の議長は会長があたる。

第11条(役員会) 役員会は年1回2月に開催し、会の重要事項を審議する。なお、役員会の議長は会長があたる。

2 役員会においては、会務の諸報告、事業計画、予算、決算、会則の改正、役員を選出等に関する事項の決議は出席者の合議とする。決しない場合、最終の判断は会長が行う。

第12条(経費) 本会の諸経費は会員より徴収する会費、寄附金および事業収入、その他をもって充当し、会費は一人1,000円とし、卒業の際一度に納入するものとする。

第13条(年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

附 則

・本会則は昭和32年8月11日より施行する。

・本会則は昭和58年10月2日より施行する。

・本会則は令和6年8月18日より施行する。

(なお、令和6年度の令和6年8月18日から令和7年3月31日までとする。)

第2号議案 会長の選出

◇ 新会長として、鈴木高登氏が選出され、満場一致をもって承認されました。

(5) 諸連絡

◇ 本日の総会の記録は、唐桑中学校 HP にアップすることを準備会事務局から話がありました。

◇ 8月22日(木)に、新会長の下、新役員について話し合うこととしました。

(8月22日に決議された内容は、次頁に記載しました。ご覧ください。)

(6) 校歌斉唱

(7) 閉会の挨拶 (新会長 鈴木 高登 氏)

◇ 本会をこれまで支えてくださった諸先輩方にあらためて敬意を表します。

◇ 総会会則に則って、本会が無事開催されたことを皆で祝い、これからの唐桑中学校同窓会が、時代の大きな変化の中、今後を見据えた適切な活動が展開されるよう、会長として尽力していきたいと考えます。

(8) 閉会宣言

令和6年度 気仙沼市立唐桑中学校 同窓会役員選出 記録

- 1 日 時 令和6年8月22日(木) 午後6時00分 開始
- 2 会 場 気仙沼市立唐桑中学校
- 3 所 在 地 988-0541 唐桑町北中130番地
- 4 開 催 本会は、「唐桑中学校同窓会会則」第6条に則り次のとおり開催されました。
- 5 参 集 範 囲 会長 鈴木高登氏、現PTA会長 伊東毅浩氏、唐桑中学校長 菅原英二氏 他
- 6 議 題 新役員を選出

◇ 次のとおり会長が選出し、ご本人の了承を得て、新役員が以下のとおり決まりましたので報告します。

役 職	氏 名	備 考
会 長	鈴木 高登 氏	
副会長	戸羽 一明 氏	
副会長	伊東 毅浩 氏	副会長には、現任のPTA会長を充てることが提案されました。
事務局長	川村 貴史 氏	
庶 務	欠 員	
会 計	小松 広和 氏	会計処理については、唐桑中に事務局がある(第1条)ことから、学校教職員を割り当てることが提案されました。
監 事	村上 進 氏	
監 事	佐藤 晶 氏	

7 同窓会役員会 (同日、役員の名指並びに任命後に開催)

- 今年度の予定 (1) 唐桑中で所持しているものの、かなり前に破損した太鼓の修理が提案され、役員会で承認されました。
- (2) 今年度の「同窓会入会式」が令和7年3月6日の2校時(午前9時50分頃)から開催されるので、可能な限り新役員は参加することが同意されました。ただし、気仙沼市議会の都合によっては、開催日の変更を学校に依頼する可能性があることを確認しました。